

東京古田会月例会 第二部(1) 勉強会『ここに古代王朝ありき』 参考資料 ⑤

第五回目は、第三部〔説話の考古学〕の第二章〔銅鐸圏の滅亡〕と第四部〔失われた考古学〕の第一章〔古墳の考古学〕を取り上げる。なお、以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

5. 第三部 説話の考古学

5.2 第二章 銅鐸圏の滅亡 ※212～241頁

本章は14節から構成される。先生は『記・紀』の記事を引用されつつ考古学的知見等を基にして、銅鐸圏が外部勢力(近畿天皇家)の侵略によって消滅していく過程を解明されている。

銅鐸圏の全面消滅/こわされた銅鐸：(1)銅鐸圏の全面消滅は伝承されている。(2)①発端は、纏向で発見された銅鐸の「耳」の破片。これは壊されたものか/こわれたものか。②その後大阪府各地・香川県からも「こわされた銅鐸」が発見された。③九州での銅矛には“壊して”遺棄した形跡はない。④従って銅鐸に限って、“いらなくなったから自分でこわした”と見なすのは当をえていないように思われる。

崇神の大包囲戦/タケハニヤスの系譜/偽入された系譜：(1)崇神記の東方十二道派遣説話を分析する。①かつての銅鐸圏中枢たる大阪湾岸、淀川流域を避け、その周辺部たる東方と北方を軍略や攻略で手に入れ、中枢部を包囲する戦法。②この作戦は、神武が大和から大阪湾への直撃に失敗し、挫折のまま死んだ教訓が生かされたもの。③これら大遠征の真の照準はいつも、淀川流域の銅鐸圏中枢に向けられていた。④かくして、(河内を根拠地とする)建波邇安王との一大決戦のときが到来した。(2)①『記・紀』ともに、タケハニヤスは孝元天皇の子供。すると、②これは天皇家が「タケハニヤスの反逆」を鎮圧した話なのか。③『古事記』の中に「二人の大国主神」が出現している——『古事記』作者による、**ちょござい**な改変という事実を指摘。④『古事記』もまた系譜は信用できない。(3)①「崇神記」では“**庶兄建波邇安王**”と表記が、系譜上は「叔父」になる。ここでも、②系譜関係と説話内容とが矛盾。これは、③タケハニヤス王を天皇家の系譜内には**はめこんだ**ために生じたのでは。

『記』『紀』系譜の史料批判/崇神の業績：(1)①神武以後の**説話**については、『古事記』が正確で、『日本書紀』が後代の造作とする微証が数々確認された。にも拘らず、②『天皇家の皇子』の子孫として系列化して記入された諸豪族の系図については、『記・紀』ともに信用しがたいものであった。(2)以上の論旨を要約：①豪族たる崇神とタケハニヤスは、「政略結婚」の姻戚関係。すなわち②両者は義理の兄弟。その後の兄・崇神は政・軍略で東方・北方を抑え、弟を「包囲」。③崇神の「挑戦」を受けタケハニヤスは軍を山城に進めたが、撃破され敗死。④崇神は山城・河内を勢力圏に入れたが、肝心の淀川西岸(摂津)は未入手。こうして⑤天皇家は大和を出て大和外に新征服地を得た。これが崇神の画期的な業績であった。

二人のハツクニシラス論/わたしの再批判：(1)※既に履修済みにつき省略。(2)※考古学と無関係につき省略。

銅鐸圏の全面崩壊/「サホ」とはどこか/玉作りの追放/稲城の正体/勢力圏の挿話：(1)銅鐸圏中枢は天皇家の手の内に落ちていなかった。①それを語る説話が垂仁記の沙本毘古王・毘売命にまつわる、大落城譚。②説話内容は省略(※「沙本」は「〇国の沙本」とは表記されていない)。(2)①『古事記』では、地名の場合、「AのB」という二段地名の形を使うのが普通。ところが、②近畿(大和・河内・摂津・和泉等)の場合、この二段表記を採らない地名が往々存在。③近畿に「二つのサホ」(大和の奈良市と摂津の茨木市)がある。④(論証を経て)古冢(弥生)期大阪湾岸の文明中心として繁栄した茨木市の中に「沙本」があった。(3)これに対する裏づけがある。①「河内(高安)の玉祖郷」(和名抄)から、河内に「玉作り」の中心的な拠点があったと推定しうる。②この玉作り工人集団はこの定住地を失って、各地への移動集団に。(4)もう一つの裏づけは「稲城」。①「稲城」とは、補強工法による要塞、城壁だったのではないか。これが、②天皇家と対立する側の伝統的工法として大阪湾岸(和泉・河内)に存在。(5)この事件によって獲得された“天皇家の新たな勢力範囲”を小説話の形で語るのには、①大落城譚の直後に描かれた挿話(垂仁記)。②口が利けなく、母を失った本牟智和氣王が空を飛ぶ鶴(白鳥)の鳴声で口が利けるようになった。③そこで天皇は山辺の大鶴を遣わし各地を巡ってその鳥を求めさせた。④その巡行地は、畿内を中心にしたその**周縁部**である。⑤これは、新たに勢力圏にした地域を小説話の形で語ったのではないか。

6. 第四部 失われた考古学

6.1 第一章 古墳の考古学 ※245～280頁

本章は14節から構成される。先生は、古冢時代から古墳時代へと文化特徴が九州では連続するのに対し、近畿では断絶していることを論証される。この結果、応神～雄略の各「天皇陵」を五世紀の倭の五王と結びつけてきた、時間帯の定点一考古学上の根本定式は崩壊するとされる。さらに、ヤマトタケル説話や「倭の五王」問題を考古学の視点から捉えられ、また、「天皇陵」に関する書簡を宮内庁と交わされている。

古墳時代への転換点/九州の連続性: (1) 古冢(弥生)時代から古墳時代への転換はどのようにしておこったのか。①従来の考古学者は次のように考えてきた。②弥生から古墳への発展は、まず近畿でおこった。③古墳という墳墓の形式は、近畿から東西(西は九州)へ波及した。(しかし、)④銅鐸文明という、近畿における弥生期の政治・文化圏の終滅は、神武とその後継者(崇神・垂仁)たちによって他動的にひきおこされた。それゆえそれは、⑤近畿及びその周辺の銅鐸文明圏独自の問題で、九州が中心の矛・戈・劍圏へと直ちに波及する性格のものではない。では、⑥九州における古墳期への一大変動がなぜ、いつ起こったのか—この問いが不可避となってくる。⑦当時のアジア世界には絶大な一大変動が生じていた。⑧西晋朝の滅亡(316年)は、「楽浪郡・帯方郡の政治・軍事的空白」という事態を引き起こした。⑨このため、“この空白部の新しき主人公は誰か”をめぐって、北の高句麗と南の倭国が激突した(高句麗好太王碑に描かれた四世紀後半の朝鮮半島の状況)。(2)①「三世紀には北九州、四世紀以降は権力者が近畿に移った」とする邪馬台国東遷説の基盤は、②古冢(弥生)後期～古墳前期の(北九州における)出土物の空白。だが、③これは見せかけの空白、作られた虚像だった。なぜなら、④「弥生中期から弥生後期初頭とされた三雲・須玖・井原・平原の四王墓は三世紀を中心とするものだった。一方、⑤「舶載→仿製」の定式が崩れたことで、仿製三角縁神獸鏡を含む銚子塚古墳は、四世紀末から四世紀初頭へとずり上がっていく。⑥以上により、筑前中城の王墓クラスの古墳は一貫して続いている。

九州と近畿のずれ/二つの「定点」/鏡の変転/巴形銅器の連続と断絶: (1) 古冢(弥生)期終結時点の「ずれ」問題。①近畿の「弥生中期」「弥生後期」は、九州のそれより遅れている。つまり、②近畿の古墳時代の開始は九州の古墳時代の開始よりも遅れている。(すると)③近畿における古墳時代の開始は、早くても四世紀中葉を遡らないことになる。これは、応神～雄略の各「天皇陵」を五世紀の倭の五王と結びつけてきた、④時間帯の定点一考古学上の根本定式の崩壊を意味する。(2)①考古学上の出土物や古墳の様式について、5～10年くらいの精密さで相対年代(前後関係)がついている。②それらをいかなる絶対年代(中国の年号や西暦等)に釘づけられるのかは原則として不可能だった。ただし、③例外が二つ:④漢鏡と魏鏡(三角縁神獸鏡)、⑤「倭の五王」と近畿「天皇陵の比定」。⑥この「二つの定点」のあおりを受け、「邪馬台国東遷説」や騎馬民族説などが三～四世紀内の空白の中から生み出された。しかし、上記「九州の連続性」によって、⑦この見せかけの「空白」はピタリ埋まってしまう。特記すべきことは、⑧“九州では古冢時代から古墳時代へと文化特徴が連続するが、近畿では断絶”。(3)九州では、古冢(弥生)時代の「多鏡冢」から古墳時代の「多鏡墳」文明へと連続。①古墳時代に鏡数が激減した理由:②南朝期の中国文明と連動、③高句麗との連続戦闘による余力減退。④近畿は銅鐸圏の完全征服により可能となった銅材料入手で、「三角縁神獸鏡」を製作。⑤新征服者「崇神—垂仁」とその後継者たちは、九州文明の宝器たる鏡を大量に作らせ、銅鐸文明に代わる位置を占めさせた。(4)①九州の古冢(弥生)・古墳時代の巴形銅器が立体的な芸術品なのに対し、②近畿の佐味田のものは何とも不細工—あの優秀な銅鐸を作った近畿青銅工人の後継者なのに。③近畿への侵入者とその後継者たちは、九州の中核からではなく、片隅の日向から来た。④彼らは九州中核における、かつての巴形銅器文明に憧憬れ、これに倣おうとしたのである。

ヤマトタケル説話の分析/東と西のちがいの石劔の道/埴輪説話: (1)①『記』と『紀』とでは説話の様相が異なる。②一番違っているのは西方問題。(2)①『古事記』には九州(熊曾建兄弟)と出雲(出雲建)に、征伐説話とは異なる首長暗殺譚が語られている。すると②『古事記』の場合、以後九州と出雲を近畿天皇家が支配したと考えられない。③全く異なるのはヤマトタケルの東方大征伐行(『記』『紀』とも)。では、④考古学上の出土状況はこれを裏づけるだろうか。(3)碧玉製腕飾り三種類の出土分布地図。①鍬形石は大阪・奈良を中心に滋賀から岐阜県に伸長。②車輪石は①に加えて静岡県海岸と山梨県に若干の関係。③石劔は①②に加えて東に群馬県、西では香川県など多方面に伸長。④①～③へと天皇家の勢力拡張が現れている様相を呈す。⑤これからわかることは:⑥『書紀』の描く崇神・景行天皇という時代は全くの架空譚、⑦『記』の描く説話はこれら考古学的出土物とよく対応。(4)①埴輪始原譚は『日本書紀』(垂仁紀)にのみあって、『古事記』にはない。②『書紀』の「造作」で、他(九州王朝史書『日本旧記』)からの盗用とみられる。③九州の埴輪成立は他領域より遅く、出雲の影響により生まれたことを語った説話だった。④これを記さない『古事記』の正確さを裏から立証していた。

倭の五王の考古学：このテーマを考古学の側から見つめてみると、意外にもことは簡単なのである。①古墳時代において、近畿と九州とでは明確に古墳の様式が異なっている。②九州では装飾古墳と呼ばれる特異な古墳群が濃密に分布。(一方、)③近畿を中心に兵庫県から東海道各県の領域は独自の古墳様式を保つ。④このような分布対象は明瞭に近畿と九州の西域とが同一権力のもとに統一されていないことを証明するもの。⑤このことは、いわゆる「近畿天皇家による朝鮮半島出兵」説において、もっとも明瞭。⑥朝鮮半島内の考古学的出土物から、その痕跡が相当量出土しなければならぬが、その痕跡が見出されない。⑦これを「九州王朝からの朝鮮出兵」という見地で見たら、どうか：⑧九州の「装飾壁画文明」は朝鮮半島の一角にも明瞭な痕跡を残している(慶尚北道・高霊岩の岩壁画)、⑨『宋書』で倭王武の上表文が伝える高句麗との激突記事は高句麗王好太王碑という直接史料よって裏書きされている、⑩九州の数多くの古墳が石人・石馬を持って守られている(「石造物文明」)が近畿中心の古墳にはこれがない。⑪“南朝文明の系列下の古墳”の性格を端的に示すのは古墳の規模：⑫近畿の「天皇陵」古墳はその巨大さのためにこそ、彼らが南朝の系列下の「倭の五王」ではありえないことを示している。軍事的理由として⑬巨大古墳を支える時代は征服終結後の大安定期。⑭九州の王者(倭の五王)は、朝鮮半島での暦年の戦いに疲れ、近畿に新たに生育してきた巨大勢力と武力的に対抗する暇がなかった。むしろ⑮自己の圏内から派生したこの友好的な新勢力の出現を歓迎さえしたことだろう。

「天皇陵」への開眼：①わたしが考古学に「開眼」させられたのは、昭和40年代のはじめだった。(中略) ②“日本の古代史は何だか変だぞ”が、「邪馬台国」問題などにとりくむ前夜の“事件”だった。

発掘の大事/宮内庁への手紙/天皇への問い：(2)①宮内庁への手紙(1975年1月22日)、②宮内庁からの回答(昭和50年6月26日)。

第5回となる今回は、二十一年三月～二十三年八月(82～90頁)各条の主要な記事を確認しておきたい。

この間の主な出来事として、①百済の復興援助、②白髪皇子を皇太子に/水江浦嶋子伝説、③東城王を百済国王に、④筑紫の船師等が高麗を攻撃、⑤雄略天皇が崩御・遺詔、⑥征新羅將軍・吉備臣尾代の奮戦、等がある。

8. 雄略二十一年三月～二十三年八月条 ※現代語訳は宇治谷 孟『日本書紀(上)全現代語訳』(講談社学術文庫)に準拠。

《二十一年(丁巳477)条原文》①春三月、天皇聞百済為高麗所破、以久麻那利賜汶洲王、救興其国。時人皆云、百済国、雖属既亡、聚夏倉下、実頼於天皇、更造其国(汶洲王蓋鹵王母弟也。日本旧記云、以久麻那利、賜末多王。蓋是誤也。久麻那利者、任那国下哆呼喇県之別邑也)。

注29「久麻那利くまなり」: 熊川・熊津とも。(岩波補注14-23)

注30「汶洲王」: 三国史記、百済紀に「文周王(或作汶洲)蓋鹵王之子也」とあり、下文の注が王の母の弟とするのと異伝。三国史記の誤りか。蓋鹵王敗死後、熊津を都として百済王室を継いだか、翌々年即ちこの年(477)に暗殺された。(岩波注)

《二十一年条現代語訳》3月、天皇は百済国が高麗に敗れたと聞かれて、久麻那利を汶洲王に賜りその国を救い再興された。時の人はみな「百済国は一族が既に亡び、倉の下に屯して憂いていたが、天皇の威光でまたその国を興した」と言った。※細注は省略

《二十二年(戊午478)条原文》①春正月己酉朔、以白髪皇子為皇太子。②秋七月、丹波国余社郡管川人瑞江浦嶋子、乘舟而釣。遂得大亀。便化為女。於是浦嶋子感以為婦。相逐入海。到蓬萊山、歴觀仙衆。語在別卷。

注31「浦嶋子」: 浦嶋子伝説(浦嶋子の物語は和紀所引丹後風土記逸文と万葉1730の長歌が最古。

本条は前者とより関係が深い。記事の成立は持統朝以後であろうか。(岩波補注14-24)

《二十二年条現代語訳》①1月1日、白髪皇子(後の清寧天皇)を皇太子とされた。②7月、丹波国与謝郡筒川の人・水江浦嶋子が舟に乗って釣をしていて大亀を得た。その亀は忽ち女となった。浦嶋子は心惹かれて妻にし、後を追って海に入り、蓬萊山に至って仙境を見て回った。この話は別巻にある。

《二十三年(己未479)四月・是歳・七月条原文》①夏四月、百済文斤王薨。天王、以昆支王五子中、第二末多王、幼年聡明、勅喚内裏。親撫頭面、誠勅慰懃、使王其国。仍賜兵器、并遣筑紫国軍士五百人、衛送於国。是為東城王。

注32「天王」: 原資料に大王とあったか。(岩波注)

②是歳、百済調賦、益於常例。筑紫安致臣・馬飼臣等、率船師以撃高麗。

③秋七月辛丑朔、天皇寢疾不預。詔、賞罰支度、事無巨細、並付皇太子。

注33「賞罰支度」: 以下十三字、隋書、高祖紀仁寿四年正月条に同文がある。(岩波注)

《二十三年四月・是歳・七月条現代語訳》①4月、百済の文斤王が薨じた。天皇は、幼年ながら聡明な昆支王の五子中第二子末多王を内裏に召し、親しく頭を撫でて訓戒を述べられ王とされた。兵器を賜与され筑紫国の兵士五百人を遣わして国に送り届けられた。これが東城王である。②この年、百済の貢物は例年より多かった。筑紫の安致臣・馬飼臣等が船軍を率いて高麗を撃った。③7月1日、天皇は病気になられた。詔して、賞罰や支度は事の大小にかかわらず皇太子に委任された。

《二十三年(己未四七九)八月条原文》①八月庚午朔丙子【七】、天皇疾弥甚。与百寮辞訣並握手歎歎。崩于大殿。遺詔於大伴室屋大連与東漢掬直曰、方今区宇一家、煙火万里。百姓乂安、四夷賓服。此又天意、欲寧区夏。所以小心励己、日慎一日。蓋為百姓故也。臣・連・伴造、毎日朝参、国司・郡司、隨時朝集。何不罄竭心府、誠勅慰懃。義乃君臣、情兼父子。庶藉臣連智力、内外歡心、欲令普天之下、永保安樂。不謂、遘疾弥留、至於大漸。此乃人生常分。何足言及。但朝野衣冠、未得鮮麗。教化政刑、猶未盡善。興言念此、唯以留恨。今年踰若干。不復称夭。筋力精神、一時勞竭。如此之事、本非為身。止欲安養百姓。所以致此。人生子孫、誰不属念。既為天下、事須割情。今星川王、心懷悖惡、行闕友于。古人有言。知臣莫若君。知子莫若父。縱使星川得志、共治家国、必当戮辱、遍於臣連、酷毒流於民庶。夫惡子孫、已為百姓所憚。好子孫、足堪負荷大業。此雖朕家事、理不容隱。大連等、民部广大、充盈於国。皇太子地居儲君上嗣、仁孝著聞。以其行業、堪成朕志。以此、共治天下、朕雖瞑目、何所復恨(一本云、星川王、腹惡心僞、天下著聞。不幸朕崩之後。当害皇太子。汝等民部甚多。努力相助。勿令侮慢也)。

注34「天皇疾弥甚」・「遺詔」: 隋書、高祖紀仁寿四年七月条を借りた文章。(岩波注/補注14-25)

注35「方今区宇一家」: 以下、隋書、高祖紀仁寿三年・四年の記事から点綴している。(岩波注)

注36「但朝野衣冠」: この部分、隋書の「但四海百姓、衣食不豊」に当るのでだいぶ違う。潤色者の雄略頃に対する見方を語る。但し殉職者は、同じく高祖紀の開皇七年の「此間人物衣服鮮麗」を逆用したものである。(岩波注)

注37「古人有言…」：左伝・管子・韓非子などに以下の句が見える。但し、ここも隋書のまま。(岩波注)

注38「大連等、…」：以下十一字は、汝大伴大連らに莫大な部曲の私有を許しているのは今のような危急の際に皇室を護持して欲しいからだの意ある文章。分注の一本の方が意が通ずる。(岩波注)

注39「一本云、…」：本文の長大な遺詔の主旨は、この一本の遺詔に尽きている。一本を史料として潤色したのが、本文に採られた遺詔か。(岩波注) ※「星川王の乱」は清寧天皇紀の「即位前記」に掲載。

②是時、征新羅將軍吉備臣尾代、行至吉備國過家。後所率五百蝦夷等、聞天皇崩、乃相謂之曰、領制吾國天皇既崩。時不可失也。乃相聚結、侵寇傍郡。於是、尾代從家來、會蝦夷於娑婆水門、合戰而射、蝦夷等、或踊或伏。能避脫箭。終不可射。是以、尾代空彈弓弦、於海濱上、射死踊伏者二隊。二箠之箭既盡。即喚船人索箭。船人恐而自退。尾代乃立弓執末而歌曰、瀾致爾阿賦耶、鳴之慮能古、阿母〔イ爾〕舉曾、枳舉曳儒阿羅每、矩〔イ爾〕々播、枳舉曳底那。唱訖自斬數人。更追至丹波國浦掛水門、尽逼殺之(一本云、追至浦掛、遣人尽殺之)。

注40「蝦夷」：蝦夷は大化前代、佐伯部に編成され、天皇の親衛軍を形成していたらしい。類史、大同元年十月条には夷俘を防人にしたことが見えるが、海外派遣の例はない。(岩波注)

《二十三年八月条現代語訳》①8月7日、天皇の病はいよいよ重く、百官に別れを告げて手を握って咽び泣かれ、大殿において崩御された。大伴室屋大連と東漢掬直に遺詔をされ「今、天下は一家族のように平穩で、^{むせ}竈の煙も遠くまで立ち上っている。人民は平安で四方の夷も服属している。これまた天意が国内を安らかにしようと願っているからである。臆病な自分を励まし一日一日を慎んできたのは、人民のためであった。臣・連、伴造は毎日参朝し、国司・郡司は随時参集する。どうして真心を尽くして慇懃に訓戒を述べないでいられようか。義では君臣だが情は父子を兼ねている。何とか臣連の智力と内外の歡心を得て、広く天下を永く安楽に保たせたいと思ってきた。病気が重くなり死に至るとは思いもしなかった。これは人生の常の^{ことわり}理であり、言うに足らぬことである。ただ朝野の衣冠だけは、まだはっきりと定められず、教化・政刑も充分とは言えない。こうして顧みると、ただ無念さばかりが残る。今、多少は歳をとり、もう若死とは言えぬ。肉体・精神ともに一時に疲れ、力尽きた。これらのことは我が身だけのためではない。結局は、ただ人民を安泰に養おうと思うから、このように言うのである。人として生まれた限り、誰でも子孫に思いを託したいものである。さて、天下のためには、心残りなく事に当たらねばならぬ。今、星川王は心に邪惡を抱き、行動は兄弟の義に欠けている。古人が、『臣を知るのは君に及ぶ者はなく、子を知るのは父に及ぶ者なし』と言っている。もし星川が志を得て國家を治めたならば、必ず辱めが臣・連らに及び、酷い害惡が庶民に広がるだろう。そもそも、悪い子孫はことごとく人民に嫌われ、好い子孫は大業を担うのに十分である。これは我が家の事ではあるが、道理として隠すことは許されない。大連たちの持つ^{かきづ}民部は広大で國に充滿している。皇太子は皇位繼承の地位にあり、仁孝は高く聞こえている。その行為や業績を見ても、我が志を成就するに足りる。こういう次第で、皇太子が家臣と共に天下を治めたなら、私が瞑目しても無念に思うことはない」と仰せられた。(一本部分は省略) ②この時、新羅を討つ將軍・吉備臣尾代は吉備國に行つて自分の家に立ち寄つた。後に率いられてきた五百人の蝦夷らは、天皇が崩御されたと聞き互いに語り合つて「我が國を統治された天皇は既に崩じられた。時期を失してはならぬ」と、すぐさま結集し周辺の郡を侵略した。そこで尾代が家から駆けつけ、蝦夷と娑婆水門(広島県か)で出会い合戦した。蝦夷ら弓で射たが、ある者は躍りある者は伏せ、うまく矢を逃れてどうしても射られなかった。そこで尾代は弓弦を空打ちして、海濱で踊り伏す者二隊を射殺した。箭二箇の矢も尽きてしまい、船人を呼んで矢を求めたが船人らは恐れて逃げ去つた。尾代はそこで弓を立て弓箠を持って歌を詠んだ。〔道に闖ふや 尾代の子 母にこそ 聞えずあらめ 國には 聞えてな〕。歌い終ると、また数多の人を斬り、さらに追撃して丹波國の浦掛水門まで行き、残らず攻め殺した。※「一本」は省略

【トピック4】 雄略紀に現れる地名(人名・役職名を含む)。

(1) 海外関連の地名：①吳(6・8・10・11・12・14年条)、②高麗(8・9・20・21・23年条)、③新羅(7・8・9・23年条)、④百濟(2・5・7・9・11・20・21・23年条)、⑤任那(7・8・21年条)。

(2) 国内の大地名：①近江(前紀・11年条)、②伊勢(元・12・14・17・18年条)、③筑紫(5・10・18・23年条)、④河内(9年条)、⑤吉備(元・7・8・9・23年条)、⑥倭国(2・7年条)、⑦信濃(11年条)、⑧武蔵(11年条)、⑨播磨(13年条)、⑩甲斐(13年条)、⑪擲(撰)津(17年条)、⑫山背(17年条)、⑬丹波(17年条)、⑭但馬(17年条)、⑮因幡(17年条)、⑯伊賀(17年条)、⑰讚岐(18年条)、⑱住吉・茅渟(14年条)。

※近畿地方ではない地名は、③・⑤・⑦・⑧・⑩・⑮・⑰の7つ。

(2) 国内の中小地名：①葛城、②泊瀬、③吉野(宮)、④五十鈴、⑤廬野、⑥石上、⑦三島郡、⑧吾曩郡、⑨飛鳥戸郡、⑩水間、⑪輕・磐余、⑫菟田、⑬餌香、⑭檜隈、⑮日根、⑯娑婆・浦掛(水門)。

※近畿地方でない地名は、⑩・⑯の2つだけ。